

京都市告示第 86 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成 31 年 4 月 15 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 スマイルラ ボ	放課後等デイ サービス	スマイル西洞院 2650300102	京都市中京区古西町 町 448 番地西洞院 HIRANO ビル 2 階	平成 31 年 1 月 31 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)